スクールソーシャルワーカー活用事業の動向と展望

文部科学省　初等中等教育局
児童生徒課　廣石　孝

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1 教育機会確保法と不登校関連施策

文部科学省

スクールソーシャルワーカーを取り巻く状況

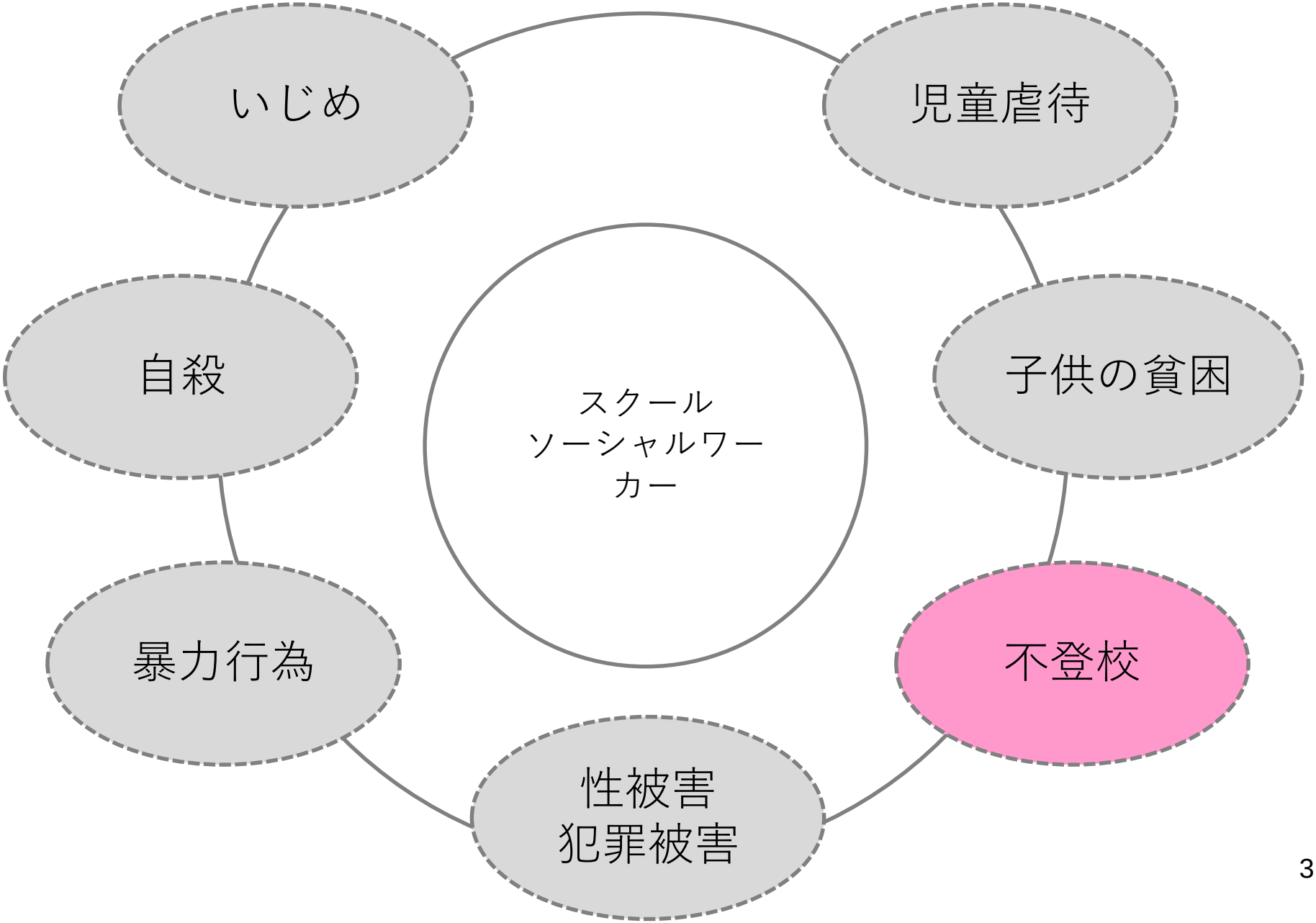

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法　平成２８年１２月１４日公布】

Ⅰ．総則（第1条～第6条）

目的　教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

1　全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
2　不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
3　不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
4　義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわりなく、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
5　国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

Ⅱ．基本指針（第7条）

1　文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
2　作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

Ⅲ．不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

1　全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
2　教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
3　不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
4　学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
5　学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

Ⅳ．夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

1　地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
2　都道府県及び区域内の市町村は、１の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる

構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

Ⅴ．教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

1　実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
2　国民の理解の増進
3　人材の確保等
4　教材の提供その他の学習の支援
5　学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

Ⅵ．その他

1　公布日から２月後に施行（Ⅳ.は、公布日から施行）
2　政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
3　政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後３年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）
（平成29年3月31日文部科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
○ 基本指針の位置付け
○ 基本的な考え方
- 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
  - ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
  - ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
  - ◆就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
  - ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
  - ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと　等
- 夜間中学等における就学の機会の提供等 → 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
- 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

○ 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
- 魅力あるより良い学校づくり
- いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
- 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

○ 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
- 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
  - 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進　等
- 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
  - 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援　等
- 不登校等に関する教育相談体制の充実
  - 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進　等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

○ 夜間中学等の設置の促進等
- 設置の促進
  - ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
- 既設の夜間中学等における教育活動の充実
- 自主夜間中学に係る取組

○ 夜間中学等における多様な生徒の受入れ

義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

○ 調査研究等
○ 人材の確保等
○ 相談体制等の整備
○ 国民の理解の増進
○ 教材の提供その他の学習支援

法施行後の主な取組

H28.12 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立

H29.3 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定

H29.3 ①【義務教育費国庫負担法の一部改正】
都道府県が設置する特例校に要する経費を国庫負担の対象に追加

②【学習指導要領の改訂】
小学校及び中学校学習指導要領の総則に、不登校児童生徒への配慮について明記

H29.10 ③【TVアニメ『３月のライオン』とのコラボレーションについて】
フリースクール・不登校に関する施策の周知を目的として、TVアニメ「３月のライオン」とコラボレーション

H29～ ④【「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」】
フリースクール等と教育委員会・学校との連携、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への経済的支援等不登校児童生徒への教育機会の確保に関する調査研究を実施 （平成29・30年度）

H29～ ⑤【「不登校特例校担当者連絡協議会」の開催】
H29年に文部科学省として初めての連絡協議会を開催し、H30年も引き続き開催
各校の特色ある取組や今後の課題に向けた意見交換を実施

不登校の児童生徒の支援等拡大のための取組を引き続き推進

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５号）の概要

趣　旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備　　等

この改正により、**学校の指導・運営体制を充実**し、地域との連携・協働を含めた　**学校運営の改善**を図ることにより、**複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化**を一体的に推進

概　要

学校の指導・運営体制の充実

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設
  （児童生徒13人に1人）
- 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設
  （児童生徒18人に1人）
- 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、　②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校の運営の改善

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等
  (学校教育法等の一部改正)
- 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化
  （地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し
  （地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

施 行 期 日

平成29年4月1日

学習指導要領の改訂について（不登校記載部分）

平成29年3月３１日に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、初めて、不登校児童徒への配慮について（「不登校児童（生徒）への配慮」）記載がなされた。

小学校学習指導要領（平成29年3月31日公示）抜粋

第1章　総　則

第4 児童の発達の支援

２ 特別な配慮を必要とする児童への指導

(3) 不登校児童への配慮

ア　不登校児童については，保護者や関係機関と連携を図り，心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら，社会的自立を目指す観点から，個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ　相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として，文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には，児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに，個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする

※中学校学習指導要領にも「不登校生徒への配慮」として同様の内容の記載がなされている。

学習指導要領の改訂について（不登校記載部分）

小学校学習指導要領解説（平成29年6月）抜粋

第4節　児童の発達の支援　2　特別な配慮を必要とする児童への指導

（略）

不登校は，取り巻く環境によっては，どの児童にも起こり得ることとして捉える必要がある。また，不登校とは，多様な要因・背景により，結果として不登校状態になっているということであり，その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて，不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し，学校・家庭・社会が不登校児童に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが，児童の自己肯定感を高めるためにも重要である。

また，不登校児童については，個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり，登校という結果のみを目標にするのではなく，児童や保護者の意思を十分に尊重しつつ，児童が自らの進路を主体的に捉えて，社会的に自立することを目指す必要がある。

不登校児童への支援の際は，不登校のきっかけや継続理由，学校以外の場において行っている学習活動の状況等について，家庭訪問も含めた継続的な把握が必要である。

さらに，不登校児童の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ，学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ，個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。あわせて，不登校児童の保護者に対し，不登校児童への支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供及び指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱等を周知することも重要である。

加えて，家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童に対しては，その状況を見極め，当該児童及び保護者との信頼関係を構築しつつ，必要な情報提供や助言，ICT等を通じた支援，家庭等への訪問による支援を行うことが重要である。

さらに，不登校児童が自らの意思で登校した場合は，温かい雰囲気で迎え入れられるよう配慮するとともに，保健室，相談室や学校図書館等も活用しつつ，安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

こうした支援を行うためには，学級担任のみならず教育相談担当教師など他の教師がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し学校全体で行うことが必要である。加えて，必要に応じ，福祉，医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか，学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要である。その際，学校は，当該児童や保護者と話し合うなどして「児童理解・教育支援シート」等を作成することが望ましい。

※中学校学習指導要領解説にも同様の内容の記載がなされている。

第３期教育振興基本計画について（不登校記載部分）

第３期教育振興基本計画（平成３０年６月１５日閣議決定）抜粋

第２部　今後５年間の教育政策の目標と施策群

４．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（１５）多様なニーズに対応した教育機会の提供

（測定指標）学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善

〇不登校児童生徒の教育機会の確保

・　義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等を踏まえ，個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進する。児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに，不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校や教育支援センターの設置促進，教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援など，不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保を推進する。
さらに，不登校児童生徒に対する教育相談体制の充実を図る。

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成（特例校）について

特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定（平成１６年１２月１０日）に基づき、平成１７年学校教育法施行規則の改正により全国化した。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

具体的な仕組の概要

○　相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則
第５６条（小学校）、第７９条（中学校）、第８６条（高等学校）、第１０８条（中等教育学校）

○　特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。

文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

（参考）　平成30年12月現在、指定を受けている学校は全国で12校

・八王子市立高尾山学園小学部・中学部　（平成16年4月開校）
・学科指導教室「ASU」　※小・中学校　（平成16年4月開校）
・鹿児島城西高等学校 普通科（ドリームコース）（平成18年4月開校）
・京都市立洛友中学校　（平成19年4月開校）
・星槎名古屋中学校　（平成24年4月開校）
・西濃学園中学校　（平成29年4月開校）
・京都市立洛風中学校　（平成16年10月開校）
・星槎中学校　（平成17年4月開校）
・東京シューレ葛飾中学校　（平成19年4月開校）
・日本放送協会学園高等学校　（平成20年4月開校）
・星槎もみじ中学校　（平成26年4月開校）
・調布市立第七中学校はしうち教室（平成30年4月開校）

不登校特例校の設置状況

平成３０年１２月現在、指定を受けている学校は全国で１２校。
うち、教育機会確保法施行後の指定は２校（平成２９年４月、平成３０年2月）。

学校名	管理機関	所在地	事業の概要
八王子市立高尾山学園小学部・中学部 （平成16年4月開校）	八王子市教育委員会	東京都八王子市	不登校児童生徒のための市立小中一貫校。学年を超えた習熟度別ステップ学習や小学校1・2年次における「総合的な学習の時間」の導入、多様な体験活動などを行う。
京都市立洛風中学校 （平成16年10月開校）	京都市教育委員会	京都府京都市	不登校生徒のための市立中学校。実社会と直結した実践的な体験活動や京都の特性を活かした文化・芸術・ものづくり活動などを行う。
学科指導教室「ASU」 （平成16年4月開校）※小・中学校	大和郡山市教育委員会	奈良県大和郡山市	不登校児童生徒の学習の場として、学科指導教室「ASU」を設置し、学年を超えた習熟度別指導、児童生徒の興味・関心に応じた多様な体験活動などを行う。
星槎中学校 （平成17年4月開校）	学校法人国際学園	神奈川県横浜市	不登校生徒に対し、個別指導計画を作成し、習熟度別クラス編成や体験学習等の導入を行うとともに、授業時数を増やして指導を行う。
鹿児島城西高等学校 普通科（ドリームコース） （平成18年4月開校）	学校法人日章学園	鹿児島県日置市	「産業社会と人間」，「進路研究（自己理解）」等を学校設定科目として設け，不登校状態がそれぞれ異なる個々の生徒に，きめ細かな指導と弾力性を持った教育を提供する。
東京シューレ葛飾中学校 （平成19年4月開校）	学校法人東京シューレ学園	東京都葛飾区	道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」を新設し、話し合い、共に協力しあいながら、自分達のやりたいことを実現していく方法等を学ばせる。
京都市立洛友中学校 （平成19年4月開校）	京都市教育委員会	京都府京都市	学齢超過の義務教育未修了者を対象とする二部学級を設置する中学校。二部学級の生徒とのふれあい等を通して，学習意欲向上と集団への適応を目指す。
日本放送協会学園高等学校 （平成20年4月開校）	学校法人日本放送協会学園	東京都国立市	「生活実習」や「職業技術科目」等により、実習・体験型の学習による達成経験の積み重ねなどを通じて、生徒の社会性や自立性の育成、活動意欲や学習意欲の向上を促す。
星槎名古屋中学校 （平成24年4月開校）	学校法人国際学園	愛知県名古屋市	「基礎学力」及び「社会に適応する能力」向上を目指した特別な教育課程を編成し、指導を行う。また生徒の興味や関心、適性をふまえた学習意欲を高めるための指導を充実するために特別な教育課程を編成し、指導を行う。
星槎もみじ中学校 （平成26年4月開校）	学校法人国際学園	北海道札幌市	「ベーシック」及び「ソーシャルスキルトレーニング」を教育課程に位置付け、個々の生徒の学習の到達度に合わせた指導を行うとともに、人間関係の構築に必要なスキルを重点的に指導することにより、「基礎学力」及び「社会に適応する能力」の向上を目指す。
西濃学園中学校 （平成29年4月開校）	学校法人西濃学園	岐阜県揖斐郡	「コラボレイト」を新しく教育課程に位置付け、国語、社会及び総合的な学習の時間を融合した授業を実施する。寮を持つ学校であり、学習及び生活指導を一貫して行う。
調布市立第七中学校はしうち教室 （平成30年4月開校）	調布市教育委員会	東京都調布市	体験活動等で考えたこと等を、各教科で身に付けた力を活用し生徒の得意とする手法で独創的に表現する「表現科」や、不登校による未学習部分を補うため、一人一人の状況に合わせ学習を行う「個別学習」の時間を新しく教育課程として位置付ける。

令和元年５月１３日

不登校児童生徒の支援に係る実態調査の結果（概要）

◆調査内容

✓　不登校児童生徒の支援に係る現状を把握することを目的として実態調査を実施

【調査対象】

■民間の団体・施設との連携等に関する実態調査（平成 30 年 12 月時点）
→都道府県及び市区町村教育委員会、知事部局、国立大学法人、公立大学法人

■教育支援センター（適応指導教室）の実態調査（平成 29 年度間）
→都道府県及び市区町村教育委員会、各教育支援センター

◆主な調査結果

１．不登校児童生徒への支援

◇　不登校児童生徒に対し、教育委員会等が実施している支援

区分	割合
ア　相談・指導を受けることができる学校外の機関等を児童生徒や保護者に情報提供している。	84.3%
イ　不登校児童生徒が通う学校外の機関等に出向き、児童生徒と面談等を行っている。	38.9%
ウ　不登校児童生徒が通う学校外の機関等に通うための経済的支援を行っている。	3.0%
エ　在籍する学校や学級で使用しているプリント資料等を提供している。	36.4%

２．教育機会確保法成立後の取組

◇　教育委員会等が確保法の成立後、新たに取り組んだことや今後検討していること

区分	新たに取り組んだ	検討している
ア　教育支援センターの新規設置、機能拡充	10.6%	13.7%
イ　特別の教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）の整備	0.1%	3.0%
ウ　不登校児童生徒の学習状況や心身の状況等を継続的に把握するための体制整備	13.2%	12.2%
エ　学校以外の場における学習活動等を指導要録上出席扱いとする場合の基準の策定	7.0%	13.0%
オ　「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援	14.5%	11.2%
カ　不登校児童生徒が登校してきた場合の受入体制の整備（保健室、相談室の活用など）	21.1%	6.9%
キ　訪問型支援など学校内外で相談・指導を受けていない不登校児童生徒に対する支援の充実	12.8%	10.1%
ク　不登校児童生徒やその保護者に対する学校以外の学習活動の場や支援についての必要な情報の提供	22.5%	9.5%
ケ　教職員に対する研修を通じた教育機会確保法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底	16.0%	15.1%
コ　教育機会確保法の趣旨を児童生徒や保護者に周知するための広報活動	4.5%	11.8%

（民間の団体・施設関係）

３．教育委員会等と連携がある民間の団体・施設の有無

◇　不登校児童生徒の支援に当たって連携している民間の団体・施設と連携している教育委員会等は約 15%

◇　連携していない理由としては、「域内に民間の団体・施設がないため」や「不登校の児童生徒が利用できる施設（教育支援センター等）が他にあるため」が多い。

４．民間の団体・施設に在籍する在籍児童生徒数

◇　教育委員会等と連携がある民間の団体・施設に在籍する小・中学生は、約 2,800 人

◇　このうち、在籍校で「指導要録上出席扱い」となっている人数は、約 1,600 人（約 60%）

５．子供たちへの指導等に関する連携

◇　民間の団体･施設に通所する子供たちへの指導等に関して教育委員会等が連携している内容

区分	割合
ア　通所の実績や支援の状況等に関して、文書等により定期的な情報共有を行っている。	68.3%
イ　当該民間の施設・団体へ通った場合の学習の評価や指導要録への記載の在り方等について、協議するなどしている。	20.3%
ウ　子供たちが在籍する学校や学級で使用しているプリント資料等を、当該民間の施設・団体でも活用している。	37.9%
エ　教育委員会等の職員等が定期的に当該民間の施設・団体を訪問して、情報共有を行っている。	42.8%
オ　当該民間の施設・団体の職員等が定期的に教育委員会等へ来訪して、情報共有を行っている。	33.4%
カ　教育委員会等が主催する不登校児童生徒の支援会議に、当該民間の施設・団体の職員が参加している。	40.0%
キ　子供たちの進路指導について、当該民間の施設・団体と協議を行い、連携して実施している。	28.3%

（教育支援センター関係）

６．教育支援センターの設置の有無

◇　教育支援センターを設置している自治体は約 63%

◇　設置していない理由としては、「通所を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため」や「教育支援センターを運営する予算、場所の確保が困難なため」が多い。

◇　設置していない自治体のうち、今後設置予定又は設置に向けた検討をしている自治体は約 11%

７．教育支援センターに在籍する在籍児童生徒数

◇　教育支援センターに在籍する児童生徒数は、約 21,000 人

◇　このうち、在籍校で「指導要録上出席扱い」となっている人数は、約 19,000 人（約 92%）

８．教育支援センター職員による家庭への訪問指導の状況

◇　家庭への訪問指導を実施しているセンターは約 34%

◇　このうち、定期的な訪問指導の頻度としては、「週に１回」が最も多いが、その他、欠席が続いた時や必要に応じて家庭訪問を実施している。

９．教育支援センターと学校との連携

◇　教育支援センターに通級している児童生徒の支援等についてセンターと学校との連携内容

区分	割合
ア　通級の実績や支援の状況等に関して、定期的な文書により情報共有を行っている。	90.2%
イ　通級児童生徒が在籍する学校の教職員が定期的に児童生徒の面会に来ている。	54.0%
ウ　通級の実績や支援の状況等に関して、教職員と貴センター職員との定期的な面談を通して、情報共有を行っている。	73.0%
エ　学校が主催する通級児童生徒の支援会議に、貴センター職員が参加している。	40.9%
オ　貴センターが主催する通級児童生徒の支援会議に、教職員が参加している。	30.0%
カ　通級児童生徒が在籍する学校や学級で使用しているプリント資料等を、貴センターでも活用している。	79.1%
キ　通級児童生徒の学習の評価や指導要録への記載の在り方等について、教職員と貴センター職員が協議するなどしている。	25.5%
ク　通級児童生徒の進路指導について、教職員と貴センター職員とが協議を行い、連携して行っている。	66.8%

学校外で相談・指導等を受けている不登校児童生徒について

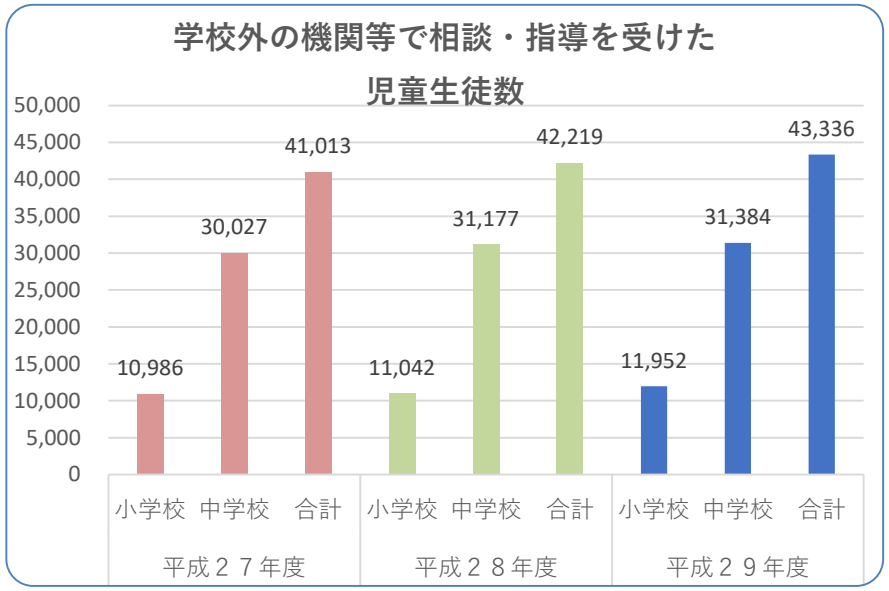

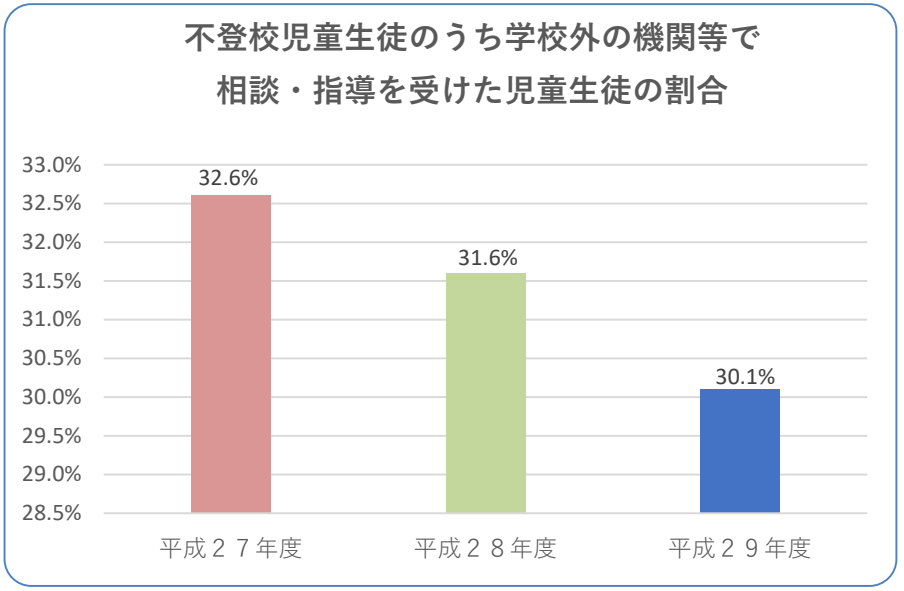

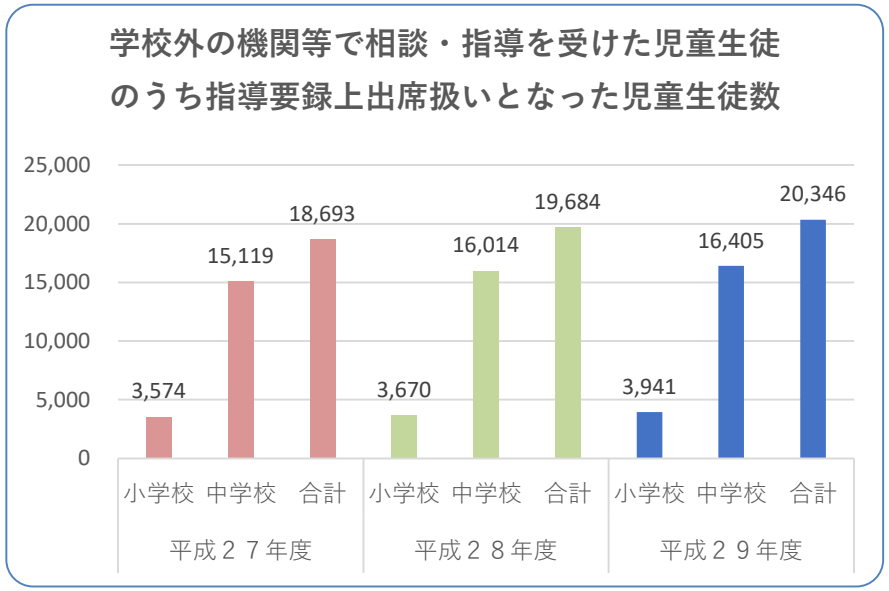

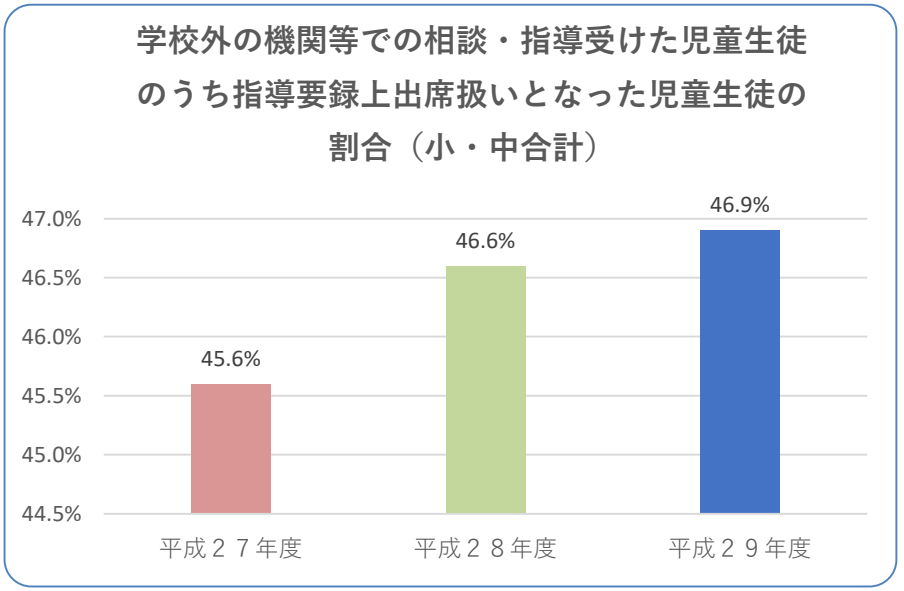

出典）児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成27年度）
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（平成28、29年度）

学校外で相談・指導等を受けている不登校児童生徒について

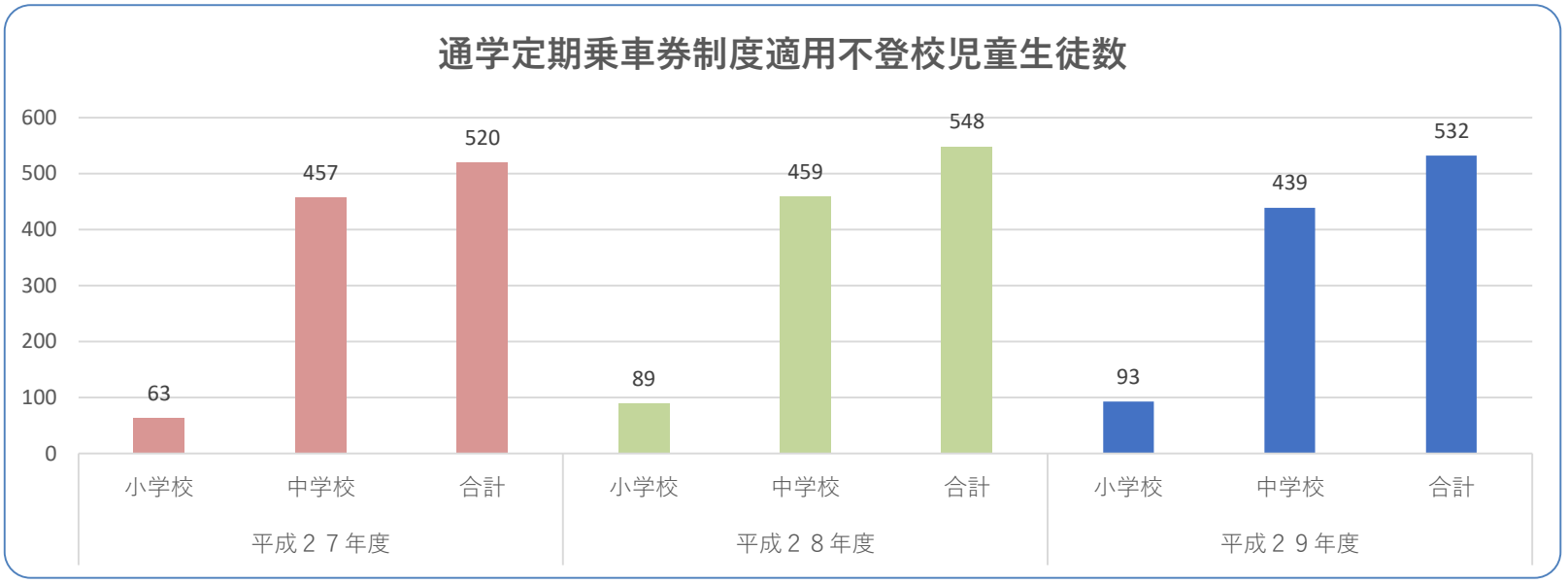

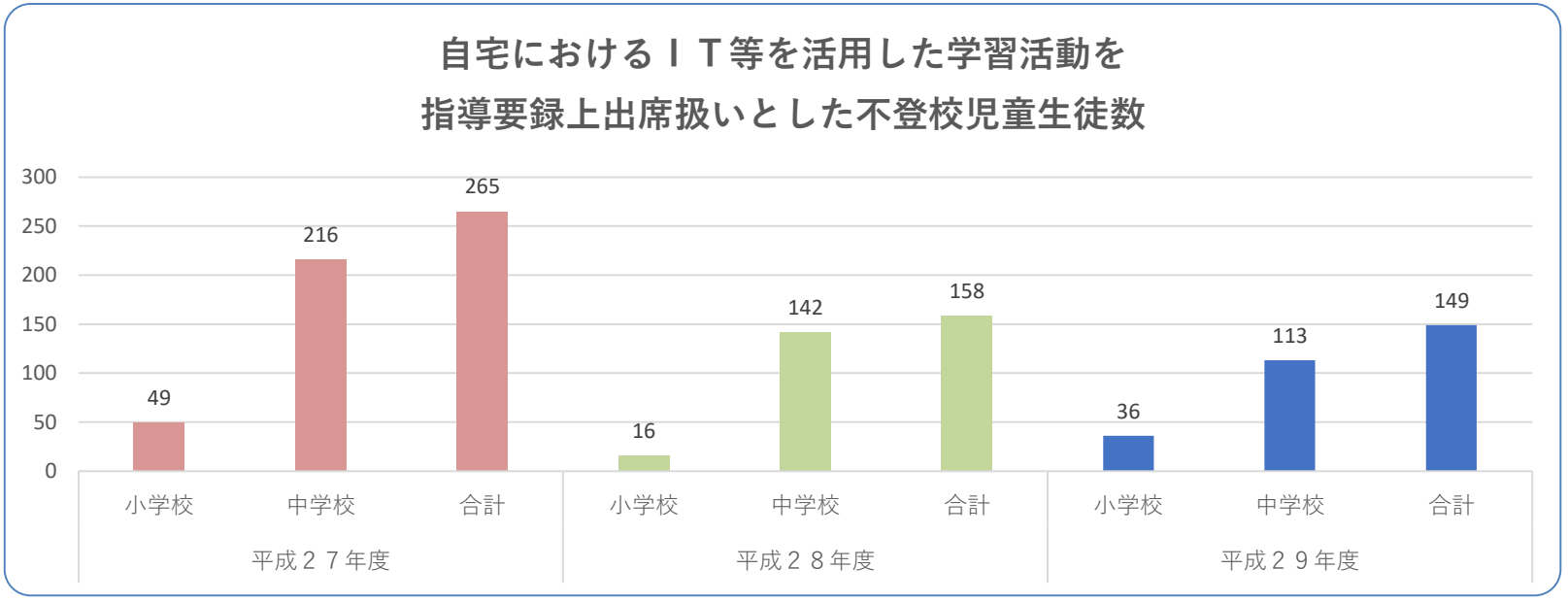

出典）児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成27年度）
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（平成28、29年度）

学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒について

学校内外の機関等で相談･指導等を受けた不登校児童生徒は約１１万人（７６．３%）であり、
約３万４千人（２３．７%）の児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けられていない。

小･中学校の不登校児童生徒が学校内外で相談･指導等を受けた状況

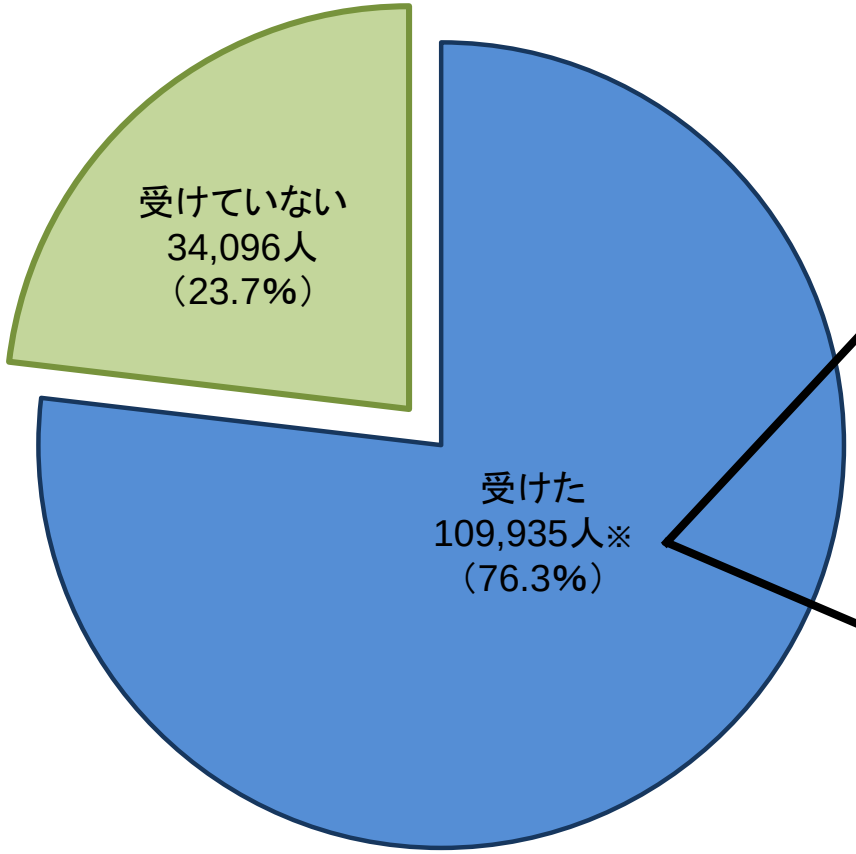

うち学校外の機関等43，336人

教育支援センター17，108人
（うち出席扱い14，209人）

民間団体、民間施設3，167人
（うち出席扱い1，451人）

うち学校内の機関等72，183人

※学校内外の複数の機関で相談･指導等を受けた児童生徒がいるので、それぞれの人数の合計とは一致しない

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動･不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（平成29年度）

第３期教育振興基本計画について（不登校記載部分）

第３期教育振興基本計画（平成３０年６月１５日閣議決定）抜粋

第２部　今後５年間の教育政策の目標と施策群

４．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（１５）多様なニーズに対応した教育機会の提供

（測定指標）学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善

〇不登校児童生徒の教育機会の確保

・　義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等を踏まえ，個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進する。児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに，不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校や教育支援センターの設置促進，教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援など，不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保を推進する。
さらに，不登校児童生徒に対する教育相談体制の充実を図る。

平成29年度
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
（確定値）の概要

Ⅰ　調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について，全国の状況を調査・分析することにより，**教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資する**ものとするとともに，その実態把握を行うことにより，**児童生徒の問題行動等の未然防止，早期発見・早期対応**に，また，**不登校児童生徒への適切な個別支援**につなげていくもの。

さらに，本調査結果を踏まえ，教育委員会をはじめとする学校の設置者，私立学校主管部局等における問題行動等への取組や，不登校への支援等の一層の充実に資するもの。

Ⅱ　調査対象期間　　平成29年度間

Ⅲ　調査項目（調査対象）

１	暴力行為	（国公私立小・中・高等学校）
２	いじめ	（国公私立小・中・高・特別支援学校，都道府県教育委員会，市町村教育委員会）
３	出席停止	（市町村教育委員会）
４	小・中学校の長期欠席（不登校等）	（国公私立小・中学校，都道府県教育委員会，市町村教育委員会）
５	高等学校の長期欠席（不登校等）	（国公私立高等学校）
６	高等学校中途退学等	（国公私立高等学校）
７	自殺	（国公私立小・中・高等学校）
８	教育相談	（国公私立小・中・高・特別支援学校，都道府県・指定都市・市町村教育委員会）

調査結果のポイント

1　本調査において，都道府県別に公表している項目については，新たに指定都市別に公表（学校種毎の項目は除く。）

2　小・中・高等学校における**暴力行為の発生件数は63,325件**（前年度59,444件）であり，児童生徒1,000人当たりの発生件数は4.8件（前年度4.4件）。特に，小学校における暴力行為は28,315件であり，前年度に比べ，5,474件増加。

3　小・中・高等学校及び特別支援学校における**いじめの認知件数は414,378件**（前年度323,143件）であり，児童生徒1,000人当たりの認知件数は 30.9件（前年度23.8件）。特に，小学校におけるいじめの認知件数が大幅に増加。
　平成28年度調査より，けんかやふざけ合い，暴力行為等であっても，背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，認知を行うことを新たに追加している。
　文部科学省では，いじめはどの子供，どの学校でも起こりうるという理解のもと，初期段階のものも含めて積極的に認知すべき旨を明示。

4　小・中学校における長期欠席者数は217,040人（前年度206,293人）。このうち，**不登校児童生徒数は144,031人**（前年度133,683人）であり，在籍児童生徒に占める不登校児童の割合は1.5%（前年度1.3%）。

5　高等学校における長期欠席者数は80,313人（前年度79,391人）。このうち，**不登校生徒数は49,643人**（前年度48,565人）であり，在籍生徒に占める不登校生徒の割合は1.5%（前年度1.5%）。

6　高等学校における**中途退学者数は46,802人**（前年度47,249人）であり，中途退学者の割合は1.3%（前年度1.4%）。

7　小・中・高等学校から報告のあった**自殺した児童生徒数は250人**（前年度245人）。

不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校３５，０３２人（１８５人に１人）、中学１０８，９９９人（３１人に１人）、高等学校４９，６４３人（６６人に１人）となっており、合計で（前年度１８２，２４８人）となっている。

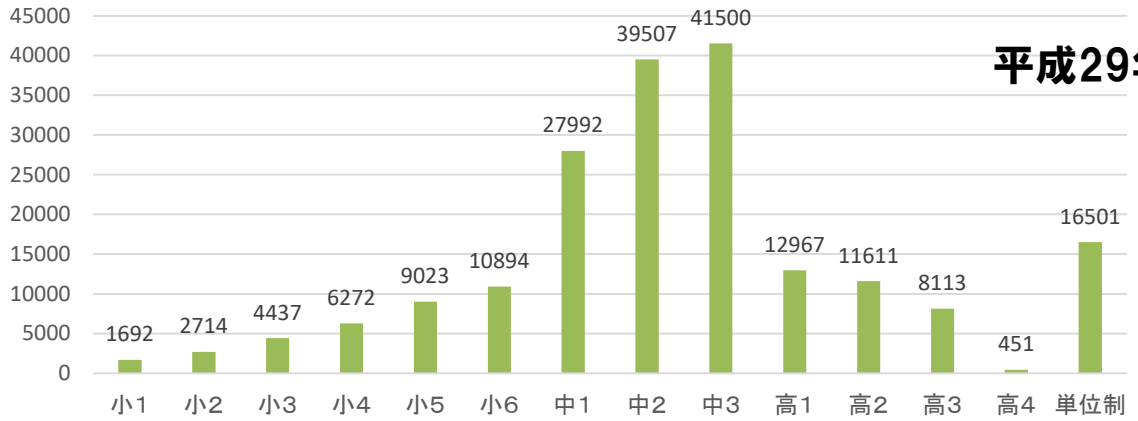

平成29年度：193,674人（前年度182,248人）

小学校　：　35,032人（185人に１人）
中学校　：　108,999人（31人に１人）
高等学校：　49,643人（66人に１人）

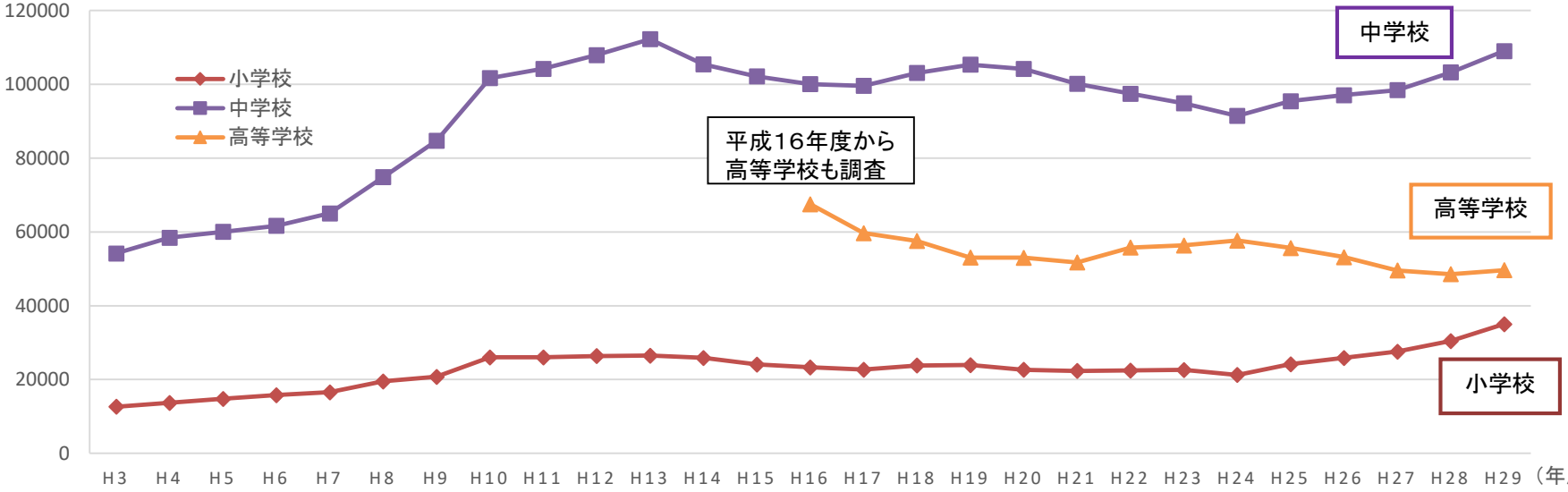

（注） 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（平成29年度）

小・中学校における不登校の状況について

９０日以上欠席した者は、不登校児童生徒数の５８.３％を占め、依然として長期に及ぶ不登校児童生徒が多い。

区　分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
小学校	19,057	54.4%	13,555	38.7%	1,464	4.2%	956	2.7%	35,032
中学校	40,983	37.6%	54,362	49.9%	9,373	8.6%	4,281	3.9%	108,999
合　計	60,040	41.7%	67,917	47.2%	10,837	7.5%	5,237	3.6%	144,031

※　パーセンテージは，各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

学年別不登校児童生徒数

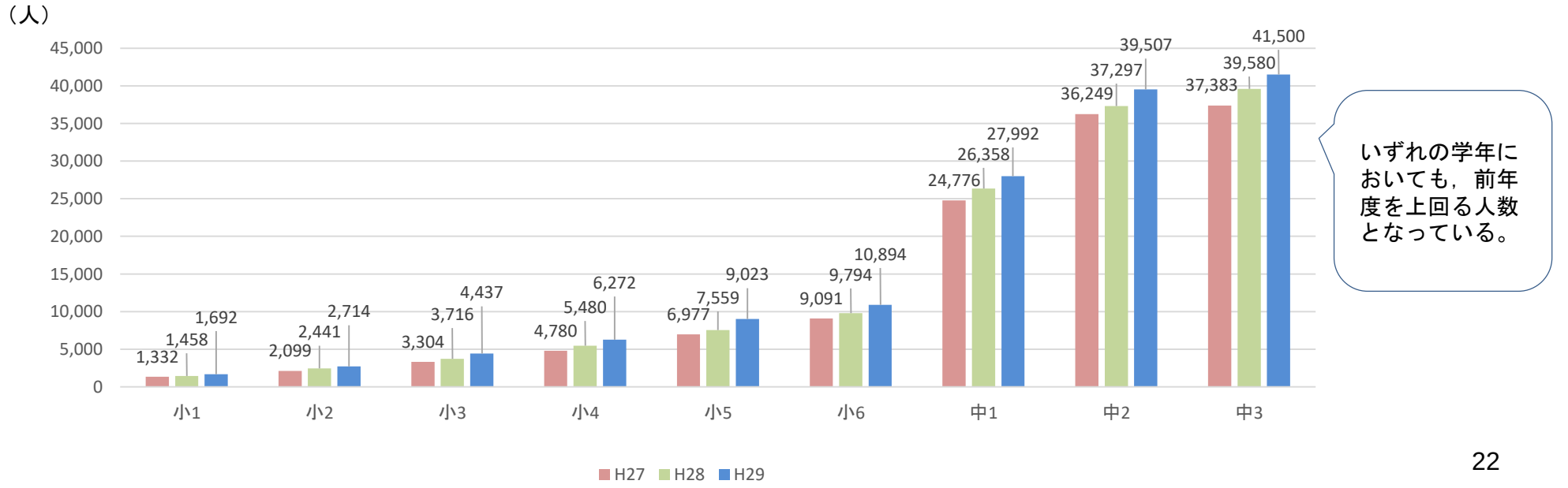

いずれの学年においても，前年度を上回る人数となっている。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（平成29年度）

高等学校における不登校の状況について

高等学校における不登校生徒数は、４９,６４３人（前年度４８,５６５人）であり、１,０００人当たりの不登校生徒数は、１５．１人（前年度１４.６人）である。

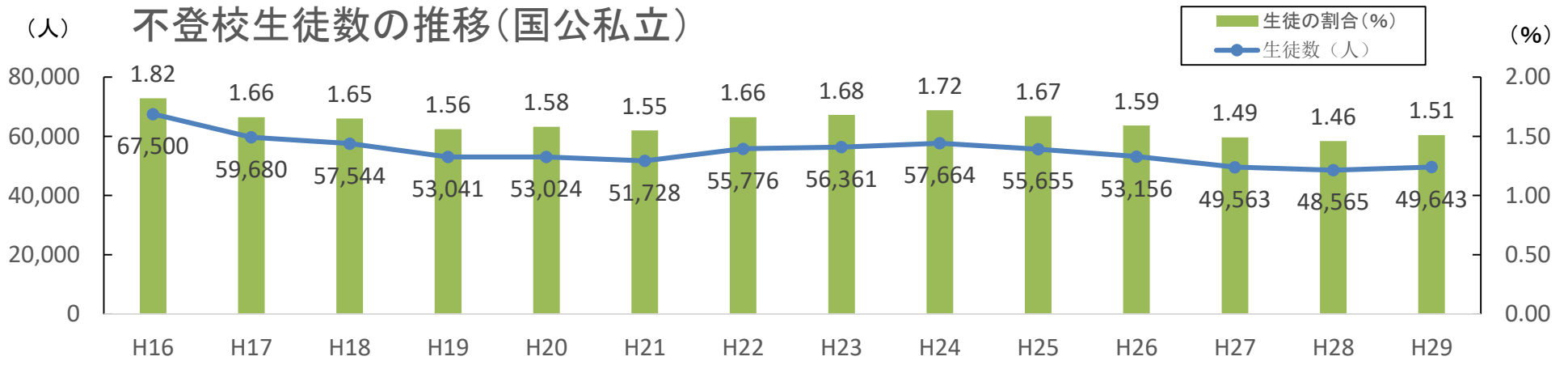

不登校生徒数の人数と1,000人当たりの不登校生徒数　（人）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
不登校生徒数	67,500	59,680	57,544	53,041	53,024	51,728	55,776	56,361	57,664	55,655	53,156	49,563	48,565	49,643
1,000人当たりの不登校生徒数	18.2	16.6	16.5	15.6	15.8	15.5	16.6	16.8	17.2	16.7	15.9	14.9	14.6	15.1

90日以上欠席した者は、不登校生徒数の21.9%である。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校生徒数
国公私立計	38,756人	78.1%	8,810人	17.7%	1,357人	2.7%	720人	1.5%	49,643人

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（平成29年度）

不登校となった要因について（国公私立小・中学校）

「本人に係る要因」で見ると「不安」と「無気力」の傾向が約63%を占める。「不安」の傾向がある不登校児童生徒のうち、「家庭に係る状況」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多い。

本人に係る要因（分類） ＼ 学校、家庭に係る要因（区分）	分類別児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動，部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学，転編入学，進級時の不適応		
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	23,752	548	16,562	1,796	2,434	550	979	407	1,354	3,871	760
	-	2.3%	69.7%	7.6%	10.2%	2.3%	4.1%	1.7%	5.7%	16.3%	3.2%
	16.5%	75.8%	44.3%	46.8%	8.5%	9.7%	32.1%	9.1%	15.1%	7.4%	3.3%
「あそび・非行」の傾向がある。	5,665	3	572	155	1,458	200	67	1,708	157	2,514	603
	-	0.1%	10.1%	2.7%	25.7%	3.5%	1.2%	30.2%	2.8%	44.4%	10.6%
	3.9%	0.4%	1.5%	4.0%	5.1%	3.5%	2.2%	38.0%	1.7%	4.8%	2.6%
「無気力」の傾向がある。	43,018	21	4,914	505	12,437	1,606	708	1,162	2,123	19,342	6,793
	-	0.0%	11.4%	1.2%	28.9%	3.7%	1.6%	2.7%	4.9%	45.0%	15.8%
	29.9%	2.9%	13.1%	13.2%	43.4%	28.4%	23.2%	25.9%	23.6%	36.8%	29.5%
「不安」の傾向がある。	47,887	131	13,526	1,089	10,197	2,837	1,073	838	4,259	14,950	7,751
	-	0.3%	28.2%	2.3%	21.3%	5.9%	2.2%	1.7%	8.9%	31.2%	16.2%
	33.2%	18.1%	36.2%	28.4%	35.6%	50.1%	35.1%	18.7%	47.4%	28.5%	33.7%
「その他」	23,709	20	1,806	292	2,130	468	227	376	1,098	11,839	7,103
	-	0.1%	7.6%	1.2%	9.0%	2.0%	1.0%	1.6%	4.6%	49.9%	30.0%
	16.5%	2.8%	4.8%	7.6%	7.4%	8.3%	7.4%	8.4%	12.2%	22.5%	30.9%
計	144,031	723	37,380	3,837	28,656	5,661	3,054	4,491	8,991	52,516	23,010
	100.0%	0.5%	26.0%	2.7%	19.9%	3.9%	2.1%	3.1%	6.2%	36.5%	16.0%

（注1） 複数回答可。

（注2） 中段は、各区分における分類別児童生徒数に対する割合。下段は、各区分における「学校、家庭に係る要因（区分）」の「計」に対する割合。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（平成29年度）

不登校となった要因について（国公私立高等学校 全日制・定時制）

「本人に係る要因」で見ると「無気力」と「不安」の傾向が約56%を占める。「不安」の傾向がある生徒のうち、「進路に係る不安」「学業の不振」が多い。

本人に係る要因（分類） ＼ 学校，家庭に係る要因（区分）	分類別生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動，部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学，転編入学，進級時の不適応		
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	7,549	123	5,065	261	501	232	350	203	864	580	329
	–	1.6%	67.1%	3.5%	6.6%	3.1%	4.6%	2.7%	11.4%	7.7%	4.4%
	15.2%	65.4%	60.1%	49.5%	5.3%	5.2%	38.6%	10.7%	12.9%	7.5%	2.4%
「あそび・非行」の傾向がある。	5,009	42	305	39	1,219	123	35	831	561	904	1,472
	–	0.8%	6.1%	0.8%	24.3%	2.5%	0.7%	16.6%	11.2%	18.0%	29.4%
	10.1%	22.3%	3.6%	7.4%	12.9%	2.8%	3.9%	43.8%	8.4%	11.6%	10.9%
「無気力」の傾向がある。	16,155	4	939	85	4,437	1,211	167	555	2,561	2,330	4,892
	–	0.0%	5.8%	0.5%	27.5%	7.5%	1.0%	3.4%	15.9%	14.4%	30.3%
	32.5%	2.1%	11.1%	16.1%	47.1%	27.4%	18.4%	29.2%	38.3%	30.0%	36.1%
「不安」の傾向がある。	11,818	15	1,804	117	2,414	2,418	274	161	1,766	1,897	2,460
	–	0.1%	15.3%	1.0%	20.4%	20.5%	2.3%	1.4%	14.9%	16.1%	20.8%
	23.8%	8.0%	21.4%	22.2%	25.6%	54.6%	30.2%	8.5%	26.4%	24.4%	18.2%
「その他」	9,112	4	317	25	845	443	81	148	942	2,057	4,386
	–	0.0%	3.5%	0.3%	9.3%	4.9%	0.9%	1.6%	10.3%	22.6%	48.1%
	18.4%	2.1%	3.8%	4.7%	9.0%	10.0%	8.9%	7.8%	14.1%	26.5%	32.4%
計	49,643	188	8,430	527	9,416	4,427	907	1,898	6,694	7,768	13,539
	100.0%	0.4%	17.0%	1.1%	19.0%	8.9%	1.8%	3.8%	13.5%	15.6%	27.3%

（注1） 複数回答可。

（注2） 中段は、各区分における分類別児童生徒数に対する割合。下段は、各区分における「学校、家庭に係る要因（区分）」の「計」に対する割合。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（平成29年度）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業

文部科学省

SC，SSWの法令上への位置づけ

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（答申）（平成27年12月21中央教育審議会）等を踏まえ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正し、法令上にＳＣ，ＳＳＷを位置付けた。

【改正内容】

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて

〇スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。（第65条の2）

〇スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。（第65条の3）

とそれぞれの職務を新たに規定。

（SC，SSWともに中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で準用）

【施行日】

平成29年４月１日

あわせて、詳細な職務内容等の留意事項について、平成29年3月31日付け初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」により周知。

スクールソーシャルワーカー活用事業について①

1　事業実施開始
　〇平成20年～　調査研究事業として開始
　〇平成21年～　補助事業として開始（1／3補助）

2　事業の趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題である。こうした児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられる。

したがって、児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働きかけることができる人材や、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在が、教育現場において求められているところである。

このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくこととする。

なお、スクールソーシャルワーカーの資質や経験に違いが見られること、児童生徒が置かれている環境が複雑で多岐にわたることなどから、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助ができるスーパーバイザーを配置する。

スクールソーシャルワーカー活用事業について②

３　事業主体

都道府県・指定都市・中核市とする。

間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。）とする。

４　スクールソーシャルワーカーの選考

社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。

ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする。

５　スクールソーシャルワーカーの職務内容

①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
③学校内におけるチーム体制の構築、支援
④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
⑤教職員等への研修活動

スクールソーシャルワーカーの配置状況

区分＼年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	1，538百万円	14，261百万円の内数	13，092百万円の内数	9，450百万円の内数	8，516百万円の内数	355百万円	394百万円	647百万円	972百万円	1，258百万円	1，484百万円
予算上の積算人数	141地域	1，040人	1，056人	1，096人	1，113人	1，355人	1，466人	2，247人（SV47人（兼高校））＋◆貧困対策のための重点加配600人	3，047人＋◆貧困・虐待対策のための重点加配1，000人◆SV 47人	5，047人＋◆貧困・虐待対策のための重点加配1，000人◆SV 47人	7，547人＋◆貧困・虐待対策のための重点加配1，000人◆SV 47人
SSW実人数	944人	552人	614人	722人	784人	1．008人	1，186人	1，399人	1，780人	2，041人	—

○ スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業（平成20年度）―国の全額委託事業（10／10）
○ スクールソーシャルワーカー活用事業（平成21度～22年度）―都道府県・指定都市に対する補助事業（補助率 1／3）
○ スクールソーシャルワーカー活用事業（平成23年度～）―都道府県・指定都市・中核市に対する補助事業（補助率 1／3）
○ 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
○ 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。

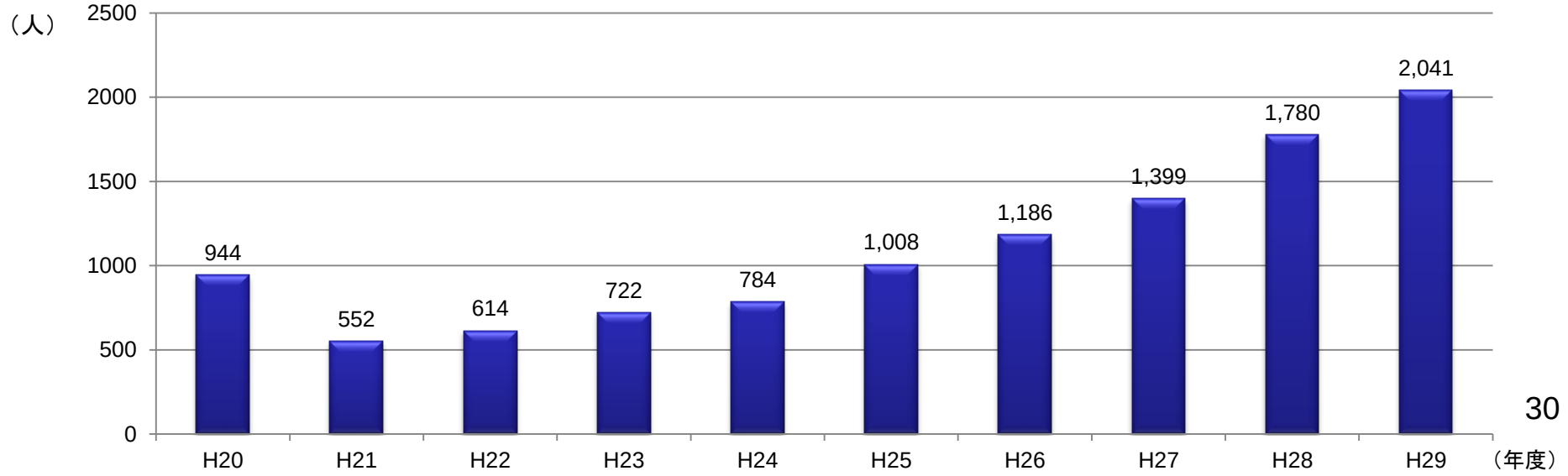

スクールソーシャルワーカーの有する資格の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
雇用した実人数	944	552	614	722	784	1,008	1,186	1,399	1,780	2,041
①社会福祉士	183	188	230	292	331	440	558	699	912	1,101
	19.4%	34.1%	37.5%	40.4%	42.2%	43.7%	47.0%	50.0%	51.2%	53.9%
②精神保健福祉士	88	93	118	166	182	249	298	395	518	607
	9.3%	16.8%	19.2%	23.0%	23.2%	24.7%	25.1%	28.2%	29.1%	29.7%
③その他社会福祉に関する資格	72	59	75	105	95	118	154	188	288	330
	7.6%	10.7%	12.2%	14.5%	12.1%	11.7%	13.0%	13.4%	16.2%	16.2%
④教員免許	449	240	232	279	331	399	428	520	672	738
	47.6%	43.5%	37.8%	38.6%	42.2%	39.6%	36.1%	37.2%	37.8%	36.2%
⑤心理に関する資格	186	100	97	137	148	140	192	223	281	311
	19.7%	18.1%	15.8%	19.0%	18.9%	13.9%	16.2%	15.9%	15.8%	15.2%
⑥その他SSWの職務に関する技能の資格	41	14	26	33	31	45	57	72	117	118
	4.3%	2.5%	4.2%	4.6%	4.0%	4.5%	4.8%	5.1%	6.6%	5.8%
⑦資格を有していない	151	58	55	58	64	77	90	96	93	91
	16.0%	10.5%	9.0%	8.0%	8.2%	7.6%	7.6%	6.9%	5.2%	4.5%

スクールソーシャルワーカーの支援対象児童生徒数・問題件数の推移

■ **支援の対象となった児童生徒数**

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
①小学校	15,533	9,756	13,243	16,562	21,351	26,757	29,053	30,621	40,223	53,941
②中学校	12,229	8,519	10,113	13,043	14,500	16,145	17,983	22,541	26,035	34,094
③高等学校	495	270	526	610	1,922	1,718	2,468	4,534	8,475	11,502
④特別支援学校					54	86	138	217	437	494
計	28,257	18,545	23,882	30,215	37,827	44,706	49,642	57,913	75,170	100,031

スクールソーシャルワーカーの支援対象児童生徒が抱える問題件数の推移

■ **継続支援対象児童生徒の抱える問題件数**

※支援対象児童生徒のうち、その支援が単発ではなく、ある程度の継続性を持って支援した児童生徒の抱える問題ごとの件数

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
①不登校	11,444	5,684	6,239	7,824	9,727	11,222	12,183	15,995	24,105	31,424
	41.7%	27.4%	25.5%	26.0%	23.8%	22.4%	23.5%	24.9%	24.1%	24.5%
②いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	（調査項目なし）								6120	6523
									6.1%	5.1%
②のうち性的な被害に関するもの	（調査項目なし）								83	79
									0.1%	0.1%
いじめ	507	284	360	416	914	1,276	857	998	（調査項目なし）	
	1.8%	1.4%	1.5%	1.4%	2.2%	2.5%	1.7%	1.6%		
暴力行為	559	409	595	736	912	1,100	990	1,320		
	2.0%	2.0%	2.4%	2.4%	2.2%	2.2%	1.9%	2.1%		
非行・不良行為	1,123	1,009	1,299	1,436	2,094	2,186	2,005	2,199		
	4.1%	4.9%	5.3%	4.8%	5.1%	4.4%	3.9%	3.4%		
③友人・教職員等との関係の問題（②を除く）	（調査項目なし）								6495	9544
									6.5%	7.5%
友人関係（②を除く）	2,236	1,122	1,216	1,400	2,332	2,828	2,875	3,439	（調査項目なし）	
	8.1%	5.4%	5.0%	4.6%	5.7%	5.6%	5.6%	5.4%		
教職員等との関係	675	494	790	1,018	1,545	1,814	1,738	1,868		
	2.5%	2.4%	3.2%	3.4%	3.8%	3.6%	3.4%	2.9%		
④児童虐待	1,117	1,186	1,882	1,870	2,475	2,615	2,981	4,039	6,806	9,110
	4.1%	5.7%	7.7%	6.2%	6.0%	5.2%	5.8%	6.3%	6.8%	7.1%
④のうち性的な被害に関するもの	（調査項目なし）								83	108
									0.1%	0.2%
⑤貧困の問題	（調査項目なし）								4,087	4691
									4.1%	3.7%
⑥家庭環境	3,901	4,772	5,890	7,560	9,828	12,913	13,565	16,716	21,623	28,711
	14.2%	23.0%	24.1%	25.1%	24.0%	25.7%	26.2%	26.0%	21.7%	22.4%
⑦心身の健康・保健	1,647	1,571	1,811	2,265	3,038	3,544	3,333	4,923	7,259	9,833
	6.0%	7.6%	7.4%	7.5%	7.4%	7.1%	6.4%	7.7%	7.3%	7.7%
⑦のうち性的な被害に関するもの	（調査項目なし）								47	48
									0.0%	0.0%
⑧発達障害等	2,404	2,723	2,972	4,013	5,220	6,946	7,828	10,064	13,263	17,806
	8.8%	13.1%	12.2%	13.3%	12.7%	13.8%	15.1%	15.7%	13.3%	13.9%
⑨その他	1,846	1,472	1,388	1,577	2,860	3,753	3,427	2,632	10,108	10,457
	6.7%	7.1%	5.7%	5.2%	7.0%	7.5%	6.6%	4.1%	10.1%	8.2%
計	27,459	20,726	24,442	30,115	40,945	50,197	51,782	64,193	99,866	128,099

スクールソーシャルワーカーの対応実績

区分＼年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
SSW実人数	784人	1，008人	1，186人	1，399人	1，780人	2，041人
対応学校数合計	6，507	7，815	8，805	11，392	13，573	15，485

○ 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
○ 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。

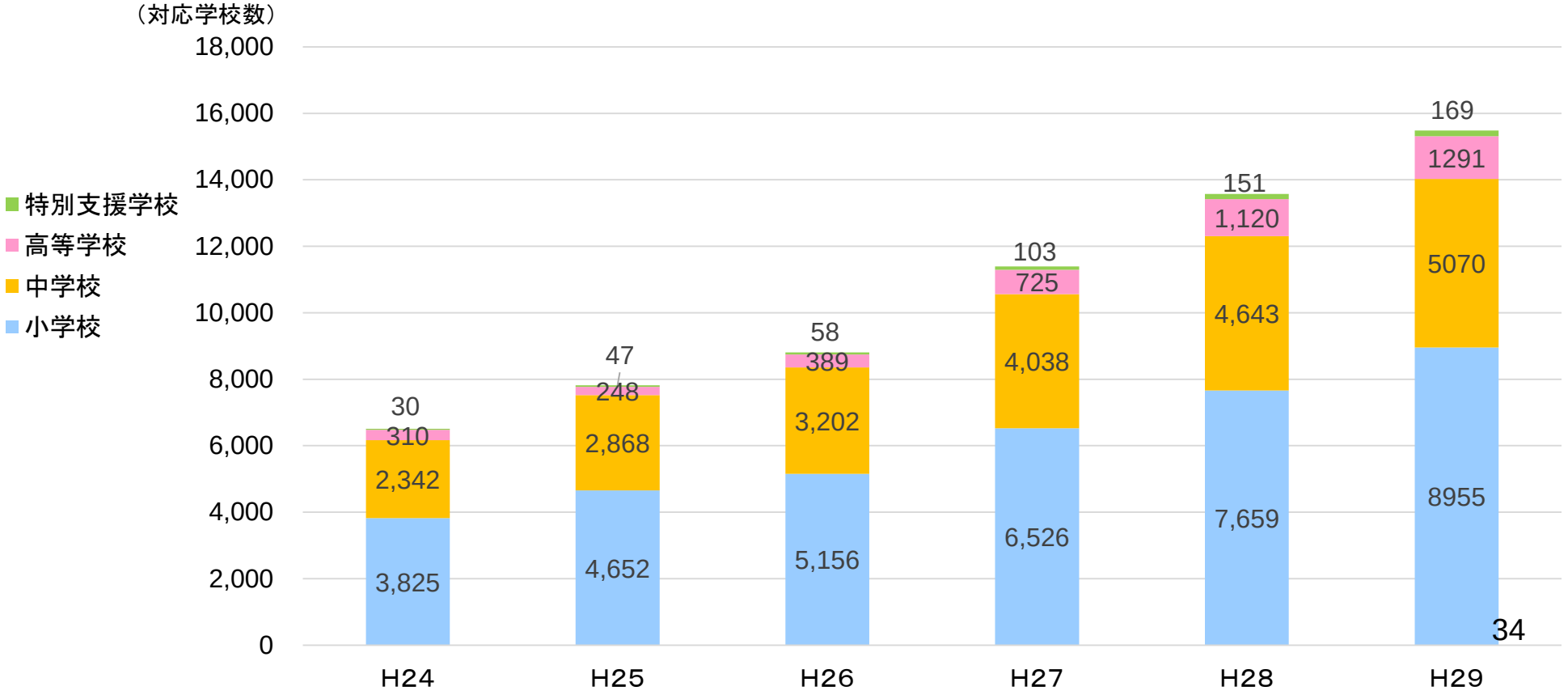

スクールソーシャルワーカーの資格要件の変化

平成20年度

事業実施団体は、**社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者**等のうち、次の職務内容を適切に遂行できる者を「スクールソーシャルワーカー」として選考することができる。

平成25年度

スクールソーシャルワーカーとして選考する者について、**社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましい**が、**地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者**のうち、次の職務内容を適切に遂行できる者

平成27年度

スクールソーシャルワーカーの選考は、**原則として、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者のうちから行うこと**。ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者

平成28年度

社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考しスクールソーシャルワーカーとして認めた者も可。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

2019年度予算額6,460百万円
（前年度予算額 6,052百万円）

文部科学省

スクールカウンセラー等活用事業

2019年度予算額　4,738百万円
（平成30年度予算額4,569百万円）補助率：１/３

スクールカウンセラー：児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者（臨床心理士等）

学校教育法施行規則　第65条の２
スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置　（ニッポン一億総活躍プラン）（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

2019年度:27,500校

①全公立小学校に対する配置　１７，５００校（１６，７００校）
②全公立中学校に対する配置　１０，０００校（１０，０００校）

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

＜学校・教職員（養護教諭等）＞

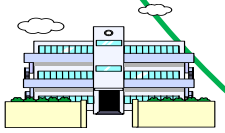

③貧困・虐待対策のための重点配置　１，４００校（1,000校）
④不登校支援のための教育支援センターの機能強化
２５０箇所（250箇所）

スクールソーシャルワーカー活用事業

2019年度予算額　1,722百万円
（平成30年度予算額1,484百万円）補助率：１/３

スクールソーシャルワーカー：福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）

学校教育法施行規則　第65条の３
スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約１万人）に配置　（ニッポン一億総活躍プラン）（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

2019年度:10,000人

①小学校のための配置　１０，０００人（７，５００人）

＜教育委員会等＞

連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

②貧困・虐待対策のための重点配置　１，４００人（１，０００人）
③高等学校のための配置　４７人（４７人）
④質向上のためのＳＶ配置　４７人（４７人）

＜家庭＞

＜福祉関連機関＞

※（　　）は前年度

3 チーム学校の中でのSSWの位置づけ

文部科学省

「チーム学校」について①

「チーム学校」については、中央教育審議会と自民党教育再生実行本部の双方において並行して議
が進められてきた。

◆　中央教育審議会

＜「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（答申）＞
（平成27年12月21日　中央教育審議会）

（生徒指導上の課題解決のための「チームとしての学校」の必要性）
「子供たちの問題行動の背景には、多くの場合、子供たちの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など子供たちの置かれている環境の問題があり、子供たちの問題と環境の問題は複雑に絡み合っている。・・・このように、学校における生徒指導上の課題に対応するためには、教員のみによって対応するのではなく、心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、子供たちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うことが重要である。」

◆　自民党教育再生実行本部

＜教育再生実行本部（チーム学校部会）第四次提言（抄）＞（平成27年5月12日）

『チーム学校』の組織力・教育力を一層高めていくため、高度な専門スタッフとしてのスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の制度上の位置づけや職務内容等を明確化するとともに、資格の取得や研修の充実などにより、その育成や質を担保し、他の教職員との連携を強化する。また、どの学校にもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することを目指す。」

「チーム学校」について②

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについては、法改正、配置拡充のため財政措
検討、資質確保のための検討などを行うことが必要となる。

◆　「チーム学校」の議論において指摘されている課題・改善方策

【課題】
・「勤務日数が限られており、柔軟な対応がしにくい」
・「財政事情により配置等の拡充が難しい」等

【改善方策】
・国はスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる
標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する。
・国は、教育委員会や学校の要望等も踏まえ、日常的に相談できるよう、配置の拡充・資
質の確保を検討する。
・国は、将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、公立義
務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）
て教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討する。　等

＜「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（答申）（平成27年12月21日 中央教育審議会）より＞

SC，SSWの法令上への位置づけ【再掲】

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（答申）（平成27年12月21中央教育審議会）等を踏まえ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正し、法令上にＳＣ，ＳＳＷを位置付けた。

【改正内容】

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて

〇スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。（第65条の2）

〇スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。（第65条の3）

とそれぞれの職務を新たに規定。

（SC，SSWともに中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で準用）

【施行日】

平成29年４月１日

あわせて、詳細な職務内容等の留意事項について、平成29年3月31日付け初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」により周知。

4 教育相談体制の今後の方向性

文部科学省

SSWのH31配置目標と現状について①

国は、ニッポン一億総活躍プラン（平成２８年６月２日閣議決定）において、
「平成31年度までに、原則として、スクールカウンセラーを全公立小中学校に配置するとと
スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置する」こととしている。

○スクールソーシャルワーカー

◆現状

	国の予算措置	全国の配置実績※
平成27年度	約2,200中学校区	1,399人
平成28年度	約3,000中学校区	1,780人
平成29年度	約5,000中学校区	2,041人
平成30年度	約7,500中学校区	集計中
平成31年度	約10,000中学校区	実際の配置についても 全中学校区配置を目指す

※スクールソーシャルワーカー活動記録調査より

SSWのH31配置目標と現状について②

国は、ニッポン一億総活躍プラン（平成２８年６月２日閣議決定）において、
「平成31年度までに、原則として、スクールカウンセラーを全公立小中学校に配置するとと
スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置する」こととしている。

○スクールソーシャルワーカー

◆現状を踏まえたお願いなど

・自治体間で対応状況に差がある（SSWの中学校のカバー率を比較すると、自治体間で最大87．0ポイントの差がある（全国平均48．1%：H28年度実績）。
・派遣方式や拠点校方式による配置の場合、年度当初に学校や地域の状況等について意見交換をするなど、一度学校に訪問し、学校と顔が見える関係をつくることが必要。
・昨年１月に取りまとめられた「教育相談等に関する調査研究協力者会議」の報告書でも、今後の教育相談体制について、「事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点をおいた体制づくりが重要」とされていることから、可能な限り未然防止等にも資する配置をお願いしたい。
・貧困加配に加え、平成29年度から虐待加配も行っており、福祉の専門家としてSSWに求められる役割等踏まえ、積極的な活用をお願いしたい。

児童生徒の教育相談の充実について
～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり①～

◆ 教育相談体制の今後の方向性について

○これまでの教育相談体制

・事後の個別事案への対応・支援に重点。

○今後の教育相談体制

・事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復再発防止までの一貫した支援に重点を置いた体制づくりが重要。

・学校においては、教職員、SC、SSW等の関係者が一体となった教育相談体制づくり、関係機関や地域との連携づくりやコーディネーター役の教職員の配置等が重要。

児童生徒の教育相談の充実について
～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり②～

◆ SC及びSSWの役割について（1）

○SC及びSSWの職務内容

（不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応）

＜SC＞

・児童生徒及び保護者からの相談対応

児童生徒との面談を行い、心の状態を把握し、支援策を立案、助言。保護者との面談を行い、児童生徒に対する理解や対応の仕方について助言

・学級や学校集団に対する援助

授業観察や学校行事への参加等を通じ、児童生徒間の関係、集団の状態等について情報収集・見立て（アセスメント）を行う　等

＜SSW＞

・地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け

不登校児童生徒数やいじめの認知件数、児童虐待の件数等から自治体の特徴、ニーズを把握し、自治体に対し助言

・学校アセスメントと学校への働き掛け

学校における児童生徒への支援体制の把握、校内巡回等による学校の状態やニーズを把握し、アセスメントを行い、学校へ働き掛け　等

児童生徒の教育相談の充実について
～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり③～

◆ SC及びSSWの役割について（2）

○SC及びSSWの職務内容

（不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際）

＜SC＞

・児童生徒及び保護者への助言・援助

個別の児童生徒へのカウンセリングや、授業観察等を行い、心理的課題及び健康面の課題に関し、状況や要因を把握し、支援方法について立案

・教職員や組織に対するコンサルテーション

強いストレスを受けたときに起きる心や体の変化の受け止め方、ストレスチェックなどストレス対処法について教員へ助言　等

＜SSW＞

・児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント

児童生徒や保護者等との個別面談、家庭訪問、地域からの聞き取り等をもとに、アセスメントを行い、支援計画を立案

・事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

児童生徒の最善の利益のために教職員と共にチーム体制の構築を行い、福祉的な観点から支援策を立案　等

児童生徒の教育相談の充実について
～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり④～

◆ SC及びSSWの役割について（3）

○SC及びSSWの配置形態

・常勤のSC・SSWを段階的に増員しつつ、最終的に、SCについては、全ての必要な学校、教育委員会及び教育支援センター、SSWについては、全ての中学校区及び教育委員会に常勤のSC・SSWを配置できることを目指すことが適切　等

○ SC及びSSWの職務遂行に当たり配慮すべき事項

・年度当初の全児童生徒への面談や保護者向けの講習会の開催等により、児童生徒及び保護者との信頼関係を構築することが重要
・養護教諭、教育相談コーディネーター、SC及びSSWなどが有する児童生徒に係る情報について、学校内の会議のみならず、日頃から情報交換を行うことが必要　等

児童生徒の教育相談の充実について
～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり⑤～

◆　教育相談体制の充実のための連携の在り方

○　学校における教育相談体制の在り方について

（校長の役割）

・学校のリーダーとして教職員、SC及びSSWが一体となった教育活動を行うとともに、不登校、いじめ等が深刻な状況になる前に教職員、SC、SSW等がその兆しを見逃さない体制の構築が必要

・児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役として活動する教職員を教育相談コーディネーターとして配置・指名し、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築することが必要

・「児童生徒理解・支援シート」を活用し、学校内、学校間、関係機関との情報共有及び連携を図り、児童生徒への理解を深め、発達段階に応じた組織的な支援の充実を図ることが必要　等

（養護教諭の役割）

・養護教諭は、全児童生徒を対象に、経年的に児童生徒の成長・発達に関わっており、様々な課題を抱えている児童生徒と関わる機会が多いため、健康相談等を通じ、課題の早期発見及び対応に努めることが重要　等

（学級担任・ホームルーム担任の役割）

・児童生徒の課題を少しでも早く発見し、課題が複雑化、深刻化する前に指導・対応できるよう、学級担任及びホームルーム担任には児童生徒を観察する力が必要　等

児童生徒の教育相談の充実について
～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり⑥～

◆　教育相談体制の充実のための連携の在り方

〇教育委員会における支援体制の在り方について

（都道府県教育委員会）

・域内のSC及びSSWの日常の職務遂行方法、関係機関との連携協力体制を含む活動方針を策定することが必要

・SC及びSSWの職務の理解を図り、校長研修、生徒指導主事研修などの職種ごとの研修において、両者の職務内容、活動事例、模擬ケース会議等を取り入れることが重要

・SC及びSSWの効果的な活用を促進するため、地域の関係機関や人材を十分に把握し、各学校と各機関がネットワークを構築しやすい環境を整備しておくことが必要　等

（市町村教育委員会）

・SC及びSSWの活動方針を明確にするため、都道府県教育委員会が策定する事業計画及び域内の児童生徒の状況等を踏まえ、具体的な活動計画を策定、実施することが必要　等

（学校設置者としての教育委員会）

・所管の学校が報告を行うべき事案、その報告方法等について明確にし、所管の学校に対し周知・徹底させたり、教育相談に関する各学校・地域の情報を収集し、SC及びSSWに対して提供したり知事（首長）部局との連携体制づくり　等

児童生徒の教育相談の充実について
～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり⑦～

◆　活動方針等に関する指針の策定

・現在の地域、学校の実情を鑑み、最低限指針に盛り込むべき事項及び盛り込むことが望ましい事項についてまとめたSC、SSWのガイドラインを試案として提示。

・各教育委員会においては、両ガイドラインを参考とし、SCおよびSSWの効果的な活用のため「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）を策定することが望まれる。

・指針については、指針策定後も、国の教育相談にかかる施策や地域・学校の実情を踏まえつつ、改良改善していくことが望まれる。

ご清聴ありがとうございました。

文部科学省　初等中等教育局児童生徒課